

静岡市職員退職手当支給条例の一部改正について

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月10日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

附則第21項及び第22項中「ときは」の次に「、平成28年3月31日までの間」を加える。

附則第23項中「受けることとなるもの」の次に「(平成28年4月1日以降に退職する者にあつては、平成28年3月31日に退職したものとしたときに、この項の規定の適用を受けることとなる者（この項の規定を適用した場合における退職手当の額よりも、次項の規定を適用した場合における退職手当の額又はこの項及び次項いずれの規定も適用しない場合における退職手当の額が多い者を除く。）に限る。）」を加え、「得られる額」の次に「と静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第 号）の規定による改正前の静岡市職員退職手当支給条例第11項の規定による調整額との合計額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額」を加え、附則に次の1項を加える。

（平成27年度の静岡市職員退職手当支給条例の一部改正に係る退職手当の額の特例）

24 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第 号。以下この項において「平成28年改正条例」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以降に退職する者をいう。）とし

て退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日における給料の月額並びに同日までの勤続期間及び基礎在職期間（平成28年改正条例の規定による改正前の静岡市職員退職手当支給条例（以下この項において「改正前退職手当条例」という。）第7条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。）を基礎として、改正前退職手当条例第5条から第8条まで、第10条及び第11条並びに附則第14項から第17項までの規定により計算した額が、平成28年改正条例の規定による改正後の静岡市職員退職手当支給条例第5条から第8条まで、第10条及び第11条並びに附則第14項から第17項までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。